

最終更新日：2011年7月13日

マネックスグループ株式会社

代表取締役会長兼社長CEO 松本 大

問合せ先：03-6212-3750

証券コード：8698

<http://www.monexgroup.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、グループ各社におけるコーポレート・ガバナンス体制を整備し、それに基づき各社においてコーポレート・ガバナンスを充実させることが、当社グループ全体としてのコーポレート・ガバナンスを確立するための基本であると考えています。

また、当社は、ディスクロージャー（情報開示）の推進及び広く多様な意見を聴取する仕組みを通じたグループ経営執行に対する牽制が、バランスのとれた経営判断につながり、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させる上で重要であると考えています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満
---	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
オリックス株式会社	673,002	21.05
松本 大	260,480	8.14
ビービーエイチ マシューズ アジア デイビデンド ファンド	134,059	4.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	128,480	4.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	119,706	3.74
ソニー株式会社	117,235	3.66
みずほ証券株式会社	89,970	2.81
株式会社日本政策投資銀行	68,415	2.14
エムエルアイイーエフジー ノン コラテラル ノントリーティ アカウンド	65,885	2.06
ラッフルズ ノミニーズ（ピーティイー） リミテッド エスエー エイチエル（58796）	65,685	2.05

支配株主（親会社を除く）の有無	――
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	証券、商品先物取引業
----	------------

直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情
特にありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
川本 裕子	他の会社の出身者				○					○
槇原 純	他の会社の出身者				○	○				○
加藤 丈夫	他の会社の出身者				○					○
浦田 晴之	他の会社の出身者		○	○		○				○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由（独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む）
川本 裕子	○	<ul style="list-style-type: none"> ・マッキンゼー・アンド・カンパニー出身 ・早稲田大学大学院 ファイナンス研究科教授（現任） ・株式会社大阪証券取引所 社外取締役（現任） ・東京海上ホールディングス株式会社 社外監査役（現任） ・ヤマハ発動機株式会社 社外取締役（現任） ・伊藤忠商事株式会社 社外取締役（現任） 	<p>川本氏は、主に経営コンサルタントや金融についての研究活動等を通じた幅広い経験を有しており、その高い知見を当社の経営に活かしていただけるものと判断したため。同氏が、過去に勤務していた株式会社三菱東京UFJ銀行は、当社の主要な取引銀行の一つではありますが、突出した取引関係はありませんので、同行が当社のガバナンスに影響を与えるようなことはありません。また、川本裕子氏は、20年以上前に同行を退職し、その後、同行と直接の関係のない世界的コンサルティング・ファーム（マッキンゼー・アンド・カンパニー）を経て、現在、早稲田大学大学院教授に就任されていることから明らかなように、既に同行と実質的に関係がありません。当社経営陣との間で特段の利害関係がなく、経営陣から独立した客観的・中立的な立場から社外取締役としての職務を適切に遂行されていることから、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。</p>
槇原 純	○	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社ネオテニー取締役会長（現任） ・RHJ International社外取締役（現任） ・株式会社新生銀行社外取締役（現任） ・TradeStation Group, Inc. 社外取締役（現任） 	<p>槇原氏は、金融に関する高度の専門性および経営者としての実績を有しており、その高い知見を当社の経営に活かしていただけるものと判断したため。なお、同氏は、「上場管理等に関するガイドライン III 5.(3)の2」に記載される5つの事項に該当しません。当社経営陣との間で特段の利害関係がなく、経営陣から独立した客観的・中立的な立場から社外取締役としての職務を適切に遂行されていることから、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。</p>
加藤 丈夫	○	<ul style="list-style-type: none"> ・富士電機株式会社社友（現任） ・公益社団法人全国労働衛生団体連合会会長（現任） ・財団法人21あおもり産業総合支援センター理事長（現任） 	<p>加藤氏は、長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を有しており、その高い知見を当社の経営に活かしていただけるものと判断したため。なお、同氏は、「上場管理等に関するガイドライン III 5.(3)の2」に記載される5つの事項に該当しません。当社経営陣との間で特段の利害関係がなく、経営陣から独立した客観的・中立的な立場から社外取締役としての職務を適切に遂行されていることから、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。</p>
浦田 晴之		<ul style="list-style-type: none"> ・オリックス株式会社 取締役兼代表執行役副社長（現任） 	<p>浦田氏は、現に金融にかかわる企業の経営に携わっており、その高い知見を当社の経営に活かしていただけるものと判断したため。</p>

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会において、四半期毎に会計監査人である有限責任あずさ監査法人より、監査結果およびその職務の執行状況に関する報告を受けるとともに情報交換を行い、連携強化に努めております。

当社では、取締役会直轄の内部監査室が年間の内部監査計画に基づいて内部監査を実施しております。監査役は取締役会において、内部監査室策定の年度内部監査計画案について意見を述べるとともに、監査結果の報告を受けております。このほか、財務報告にかかる内部統制評価計画および結果の報告も受けております。また常勤の監査役は、内部監査計画策定時に意見を述べ、さらに随時内部監査に立ち会うことができるよう、個別の内部監査要点および監査日程などの連絡を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
玉木 武至	他の会社の出身者				○					○
小澤 徹夫	弁護士				○					○

※ 1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由（独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む）
玉木 武至	○	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社東京銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)出身 ・マネックス証券株式会社社外監査役(現任) 	<p>玉木氏は、長年にわたり金融機関の経営に携わっており、その豊富な経験と見識を当社の監査に活かしていただけるものと判断したため。</p> <p>同氏が、過去に取締役に就任していた株式会社三菱東京UFJ銀行は、当社の主要な取引銀行の一つではありますが、突出した取引関係はありませんので、同行が当社のガバナンスに影響を与えるようなことはありません。</p> <p>なお、当社の前身である旧マネックス証券株式会社および旧日興ビーンズ証券株式会社は、平成11年の設立であり、同行との取引が開始されたときには、玉木武至氏は</p>

		既に同行取締役を退任しておりました。当社経営陣との間で特段の利害関係がなく、経営陣から独立した客観的・中立的な立場から社外監査役としての職務を適切に遂行されていることから、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
小澤 徹夫	○	<ul style="list-style-type: none"> ・東京富士法律事務所パートナー弁護士（現任） ・株式会社ローソン社外監査役（現任） ・セメダイン株式会社社外監査役（現任）

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明
取締役の報酬額を、固定枠と「支給日の前事業年度の連結当期純利益の3%以内」と定めた変動枠の合計額とし、業績との連動性を強めることにより、取締役の業績向上に対する意欲および責任感を高めるように報酬制度を定めています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明
全取締役の報酬総額について、有価証券報告書、決算短信および事業報告において開示しています。また、事業報告において全取締役およびうち社外取締役の支給額総額を開示しています。有価証券報告書、決算短信および事業報告（招集通知の添付書類）は、当社ホームページに掲載しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額（注）を総額の上限とし、それぞれの取締役については、固定報酬および連結当期純利益により変動する業績連動報酬によって、構成されています。

その具体的内容につき検討するため、社外取締役かつ独立役員である者により構成される報酬諮問委員会を設置しています。社外取締役の報酬については、業務執行から独立した立場での監督機能が重視されることから、業績連動報酬は組み入れず固定報酬のみとしております。

なお、2011年3月期通期の社外取締役を除く取締役の固定報酬と業績連動報酬の割合は85：15でした。

（注）平成18年6月24日定時株主総会決議による取締役の報酬限度額
年額300百万円以内と定めた固定枠と、支給日の前事業年度の連結当期純利益の3.0%以内と定めた変動枠の合計額

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会・監査役会事務局として社長室が窓口として対応しています。

重要な情報については、必要な都度、代表取締役CEOその他より直接社外取締役・監査役に対し報告・説明しています

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

更新

（1）業務執行、監査・監督の方法

・業務執行の方法

2011年6月27日現在、取締役会は10名の取締役によって構成されており、うち4名は社外取締役であり、さらにそのうち3名は独立役員です。常勤の取締役6名（うち1名は代表取締役CEO）が業務執行にあたっており、代表取締役CEOの諮問機関として常勤役員をメンバーとするステアリングコミティが毎週開催されています。また、毎月1回以上取締役会を開催し、実効ある経営監督の態勢を整えています。

・監査・監督の方法

(i) 内部監査

当社では、取締役会直轄の内部監査室が年間の内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、その結果を定期的に取り締役に報告しています。内部監査は、主要な当社グループ各社の全社的な内部統制および業務プロセスの適正性、遵法性を評価し、改善していくことを目的に実施されています。内部監査室は2名で構成されています。また当社グループの中核となっているマネックス証券株式会社の内部監査担当部門とは緊密な協働関係を築いております。

(ii) 監査役監査

監査役による監査の方針、監査計画、監査の方法および監査業務の分担は、監査役会において協議の上、策定しています。

当社の取締役会には監査役が出席し意見を述べるほか、必要に応じてその他の重要な会議にも陪席しています。

監査役会は子会社についての営業の報告を求め、その業務および財産の状況を監査しています。

また監査役会は原則として年4回、代表取締役CEOに対する報告会を開催しています。

(iii) 会計監査

会社法監査および金融商品取引法監査について有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しています。

（2）業務執行、監督機能等を強化するプロセス

・積極的なディスクロージャー

当社は、ディスクロージャーを、ステークホルダーおよび市場との関係構築のみならず、経営や業務執行における牽制機能としてコーポレートガバナンスにおいても極めて重要なものととらえています。当社の定めるディスクロージャー・ポリシーは、取引所の適時開示にかかる規則を簡潔に説明し、それを遵守することを約したもので、当社の恣意性を廃した透明性の高い開示を謳うと共に外部からの監視効果を強めています。

・コンプライアンスを徹底する企業文化確立のための施策

コンプライアンスについては経営陣のみならず当社グループ各社に所属する一人一人が認識・実践することが重要であると捉え、当社のウェブサイト上に企業倫理コンプライアンスポリシーを開示するとともに、毎月定期的に開催する全社的な会議や社内のネットワークの場を通じてコンプライアンス関連の説明等を担当部門が行うなど、当社グループの役員・社員全員でコンプライアンスを徹底する企業文化の確立に努めています。

・経営者による現状認識や考え方の継続的開示・表明

当社では、経営者が現状認識や考え方を継続的に開示・表明することが、社外及び社内からの実質的な牽制機能を持ち、コーポレート・ガバナンスの観点から重要であると認識しています。そのため、グループ社員全体を対象とした月1回のミーティング（全体会）や、四半期決算開示後の外部説明における質疑応答内容の社内回覧により、経営者の現状認識や考え方を積極的かつ継続的に社内でも共有しています。また、マネックス証券株式会社の代表取締役社長CEOは、同社が毎営業日に発行する電子メールマガジン「マネックスメール」において、第1号から毎号休むことなくその認識・考え方を掲載し続けています。

・アドバイザーボードの設置

当社は、大所高所の立場から、バランスのとれた多面的・中立的な意見・提言を得ることを目的として、有識者で構成されるアドバイザーボードを設置しています。当社グループ全体の事業運営に資する幅広いアドバイスを得るため、定期会合は

毎四半期に一度開催されています。

(3) 監査の状況

内部監査を行う組織として、取締役会に直結する内部監査室を設置しています。2011年6月27日現在、内部監査室は室長1名と室員1名の計2名により構成されています。また、2011年6月27日現在、監査役会は4名の監査役によって構成されています。うち2名が社外監査役であり、1名が常勤監査役です。また、監査役の中には弁護士および公認会計士が含まれています。当社は会社法監査および金融商品取引法監査について有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しており、担当公認会計士は宮裕氏、楠原利和氏及び貞廣篤典氏であり、継続監査年数は宮裕氏が5年、楠原利和氏が3年および貞廣篤典氏が7年となっています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、当社の企業理念である、「最先端のIT技術、世界標準の金融知識、そして最高の顧客サービスと投資教育により、あらゆる投資家が最良の金融市場と金融商品にアクセスできるようにすること」の実現を通じて企業価値の永続的な向上を図ってまいります。そのためには、迅速な意思決定と効率的な業務執行が重要であると考えていますが、その一方で、バランスのとれた多面的な意見を得る仕組みを構築すること、および、公平性および透明性の高いディスクロージャーを実践することが、コーポレート・ガバナンスに有効であると考え、現状の体制を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の1週間前を目処として発送しております。 2011年6月25日開催の第7回定時株主総会については、2011年6月3日に発送致しました。
集中日を回避した株主総会の設定	個人株主の出席の便宜のため、毎年土曜日に開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	パソコンまたは携帯電話によりアクセス可能な議決権行使サイト (http://www.evotep.jp/)を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)東京証券取引所等による合併会社である株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを採用しております。
その他	招集通知、主な質疑応答内容をホームページに掲載しています。 また2009年6月20日開催の第5回定時株主総会分より議決権行使結果についてもウェブサイトに掲載しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	恣意性を廃した透明性の高い開示を簡潔に約したディスクロージャー・ポリシーを策定し、当社ウェブサイトに掲載しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎の各決算発表後（年に4回）に、代表取締役CEOがプレゼンターとして直接説明し、質疑応答を実施する説明会を実施しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期決算および中間決算の発表後（年に2回）、代表取締役CEOがプレゼンターとして直接説明、質疑応答を実施する説明会を実施しています。また、四半期毎の各決算発表後（年に4回）に、代表取締役CEOが直接説明し、質疑応答を実施する電話会議を実施しています。	あり
	年に2回程度、代表取締役CEOが欧米等を訪問して直接海外の	

海外投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家に対し説明する機会を設けております。また、四半期毎の各決算発表後（年に4回）に、代表取締役CEOが直接英語で説明し、質疑応答を実施する電話会議を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	和文・英文にて四半期報告、アニュアルレポート、決算説明会資料、口座数等月次概況、月次収益概況およびその他プレスリリース等をホームページに掲載しています。また、四半期毎の決算説明会におけるプレゼンテーションの動画を日本語のホームページに掲載しています。	
その他	経営管理部に担当者を配置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の企業理念及び行動指針において、各ステークホルダーの立場を尊重するスタンスを明示しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、企業理念と行動指針に基づいた事業活動を通じて社会に貢献することにより、企業集団としての社会的責任を果たすことを目指しています。個人のための真の金融インフラを構築し、個人が必要とする最良の金融サービスを提供することを通じて資本市場の健全な発展に貢献することが、社会の構成員である当社グループにとっての重要な課題であり責任であると考えています。特に創業来、個人投資家の金融リテラシー向上を助けるため、事業活動そのものやそれに付随する各種イベント等で投資教育に関する取組みに一貫して注力しております。金融機関グループとしての本業を主軸として、社会の持続的成長につながる取組みを展開してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	恣意性を廃した透明性の高い開示を簡潔に約したディスクロージャー・ポリシーを策定し、開示することでステークホルダーに対する情報提供の指針を開示しています。また、この指針に準拠すべく、情報取扱責任者の諮問機関として「情報開示委員会」を設置し、会社情報の開示に関する事項について審議を行っています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの適切な構築・運用が重要な経営課題であるとの認識から、取締役会において内部統制システム体制の構築に関する基本方針を決定し、同時に関連する社内諸規程を整備しております。また、マネックス証券株式会社においても同様に、内部統制システム体制の構築に関する基本方針を決定しています。

構築した内部統制システムが設計したとおりに運用され、成果を挙げているかを検証する仕組みとしては、後述の取締役会および監査役によるチェックに加え、当社グループ全体の内部規律統制体制の構築・強化と対外的なリスク対応に関するアドバイザーとして起用しております

久保利英明弁護士（日比谷パーク法律事務所代表）により適宜アドバイスを得ることができる体制となっています。

基本方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会によるチェック体制

- ・ 取締役会が内部統制システムの構築に関する基本方針を決定・改廃する。
- ・ 業務執行取締役は取締役会が決定した基本方針に従い、内部統制システムを構築し、運用の実効性を追求する。
- ・ 業務執行取締役は、定期的に、内部統制システムの構築と運用の状況について取締役会に報告する。

(2) 監査役によるチェック体制

- ・ 業務執行取締役は、定期的に、内部統制システムの構築と運用の状況について監査役に報告する。
- ・ 監査役は、必要に応じ、内部統制システムの構築と運用の状況について自ら監査する。

(3) 企業倫理の確立と法令遵守体制の整備

- ・ 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、個々の役社員が遵守すべき企業倫理に

かかる基本的な考え方や行動指針を定めている。

(4)内部監査部門の設置

・適切な職務執行を確保するため、CEOその他の取締役から独立した部門として内部監査室を設置し、取締役会に対し直接報告する。

(5)内部通報制度の整備

・法令遵守上疑義のある取締役の行為等について、通報受領者（社外弁護士）に役社員が直接情報提供を行う手段を構築している。

2.取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

(1)情報の保存・管理

・取締役の職務の執行にかかる情報については、文書その他の情報の取り扱いにかかる規程に従い適切に保存および管理を行う。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)各種リスクの管理

・リスク管理の基本方針および体制にかかる規程を定めている。

・リスク分類毎に各責任部門がリスクの管理を行い、各部門におけるリスクの管理状況をリスク管理統括責任者が定期的に取り締役に報告し、取締役会において確認することによりリスクの管理を行う。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)組織関連規程の整備

・役社員の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、職務権限、業務分掌および決裁権限にかかる規程を定めている。

5.使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)企業倫理の確立と法令遵守体制の整備

・社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、個々の役社員が遵守すべき企業倫理にかかる基本的な考え方や行動指針を定めている。

(2)内部監査部門の設置

・適切な職務執行を確保するため、CEOその他の取締役から独立した部門として内部監査室を設置し、取締役会に対し直接報告する。

(3)内部通報制度の整備

・法令遵守上疑義のある社員の行為等について、通報受領者（社外弁護士）に役社員が直接情報提供を行う手段を構築している。

6.株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)子会社・関連会社の管理体制の整備

・子会社および関連会社の業務の適正を確保するための規程を定め、子会社および関連会社の業務の総合的管理・指導にあたる適正な人員配置を行っている。

(2)子会社・関連会社に対する検査権・監査権の確保

・子会社および関連会社の業務の適正を確保するための規程において、子会社・関連会社の業務に対する検査権、監査役の監査権が定められている。

(3)共通の各種基本方針の策定

・各子会社においても、当社と同様の各種基本方針を策定するように指導している。

7.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

(1)監査補助者の選任

・監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「監査補助者」）を必要とする場合、監査役は監査補助者の選任を業務執行取締役に要請できる。当該要請があった場合、取締役会が予め候補者として認定した社員のうちからCEOが監査補助者となるべきものを選任する。

監査補助者に選任された当該社員は、監査補助者として監査役の職務を補助する。

(2)監査役への報告

・監査補助者は、監査補助者の選任を要請した監査役に対して監査補助業務にかかる報告を行う。

8.上記使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1)監査補助者の人事上の独立性

・監査補助者による監査補助業務の遂行に影響を及ぼすまたは支障となる可能性がある人事上の措置に関する事項は、取締役会の同意を予め得た上で、取締役会において決定する。

(2)監査補助業務の指揮命令系統の独立性

・監査補助者は、監査役の指示に基づく監査補助業務の遂行にあたっては、取締役または取締役会に対する報告義務を負わず、当該指示をなした監査役に対する報告を行う。

9.取締役および使用人が監査役会または監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)監査役会および監査役への報告義務

・役社員は、監査役会または監査役に対し、以下の各事項について報告を行う。

i)当社または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、当該事実

ii)内部統制システムの体制および運用等に関する重大な欠陥および問題を発見した場合、当該事実

iii)その他監査役会または監査役が報告を求めた事項

10.その他監査役による監査の実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役による監査の実効性を確保するための規程の整備

・監査役による監査の実効的に行われることを確保するため、監査役および監査役会に対する役社員の報告義務その他協力義務を、

内部統制にかかる規程において定めている。

11.財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

(1) 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

- ・適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告にかかる内部統制の体制を整備する。
- ##### (2) 取締役会の任務および責任
- ・取締役会は、財務報告にかかる内部統制の体制整備・運用に関して監督責任を有し、その整備・運用状況を監視する。
- ##### (3) 体制整備・運用の状況の評価
- ・財務報告にかかる内部統制の体制整備・運用の状況を確認するための仕組みを確保する。
- ##### (4) 子会社に対する指導
- ・子会社においても財務報告にかかる内部統制の体制整備・運用が適切に行われるために必要な指導を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力との関係遮断

- ・反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力に対しては、毅然と対応する。

(2) 子会社に対する指導

- ・子会社においても反社会的勢力との関係の遮断が適切に行われるために必要な指導を行う。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策は導入していません。

当社グループでは、経営の独立性および事業展開の独自性により企業価値の最大化を図り、積極的な情報開示によりステークホルダーおよび市場との関係を強化することが、有効な買収防衛策となると考えております。また、株主構成などの確認や敵対的買収者の出現に備えた危機管理については社長を筆頭にマネジメントを含め常に高い認識であっております。企業価値の最大化につながる買収提案があった場合には、株主の利益確保・向上に鑑み市場および株主によって判断されるものと考えます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特にありません。

マネックスグループ株式会社 コーポレートガバナンス参考資料：概要図

